

平成26年度 第2回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成26年7月4日(金) 18:00～19:50
 - ◆場所 小樽市役所本館2階 市長応接室
 - ◆欠席委員 1名(井村委員)
 - ◆事務局 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係、子育て支援課保育係
 - ◆関係課 企画政策室主幹、商業労政課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、学校教育課長、生涯学習課長、男女平等参画課長
- (注)発言にかかる委員の個人名は表記していません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第2回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、井村委員の1名であります。会議の成立は委員過半数の出席であり、成立しております。

それでは、片桐会長、進行をお願いいたします。

◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。

前回の会議で、今年度は「子ども・子育て支援市町村事業計画」を策定することと、新制度への具体的な移行を図るために市町村では条例や規則などの規定をあらかじめ整備する必要があるため、今回の会議から審議事項になると聞いていました。

順次進めて参りますので、最初の議事事項から、事務局より説明願います。

◇事務局

資料1について、説明します。

前回会議では、国の基本指針案どおりの場合の計画の項目を示していたところですが、今回、今後の計画づくりを進めるため、骨格的にイメージ(案)を作成しました。内容はまだ下地の段階であり、今後、庁内関係課と検討・協議しながら、計画に載せる施策内容や幼稚園・保育所の施設関係や子育て支援事業の需要と供給の量などの項目について、具体化していくこととなっています。

はじめに、目次をご覧ください。全体の構成については、まず「第1部 計画の概要」と「第2部 計画の考え方」があり、次に「第3部 子ども・子育ての現状と今後」となっています。ご覧のとおり、資料編の内容ですが、大部分は先に報告したニーズ調査結果報告書の資料編から持ってきています。直近の24年度、25年度の数値などがあるものは、一部追記予定となっていて、まだ、変更の余地があります。

次に、裏のページをご覧ください。「第4部 事業計画」ですが、この部分が計画の本編であり、1から4までの項目が、国の基本指針案で、必ず記載が必要な基本的記載事項となっているもので、5から7までの項目が、任意的記載事項となっているものです。次の「第5部 計画の推進」は計画の策定と推進体制についてとなります。

まず、1ページをご覧ください。計画策定の趣旨を記載しています。

次の2ページでは、計画の位置づけと計画期間について記載しています。

3ページをご覧ください。「第2部 計画の考え方」ですが、1では基本理念、2では基本方針を6項目、記載しています。

次の4ページをご覧ください。3 小樽市次世代育成支援行動計画については、国の基本指針案

で触れることが必要とされていることから項目をひとつ設けています。

次の5ページをご覧ください。「第3部 子ども・子育ての現状と今後」として、人口推移から、次の7ページ、将来人口の見通しを記載しています。この7ページの下表ですが、各年齢別の人口推計値を載せていますが、後ほど説明する予定の「量の見込み」を算出するためのベースとなる数値になります。

次の8ページから、順次、項目名で言いますが、3 未婚率の推移、10 ページでは4 出生状況、次の11 ページでは就労状況となっています。

次の12 ページでは、6 教育・保育資源の状況として、保育所、幼稚園などの施設の入所状況について載せています。中段のグラフでは、特にここ数年、幼稚園関係などは1, 200人前後、保育所では1, 500人台の入園、入所児童がいる状況となっています。下段の表はニーズ調査結果報告書にも載せましたが、市内の関係施設で14 ページまで載せています。

次に15 ページでは、放課後児童クラブについて載せています。開設場所、今年度の入会児童数、学年別の内訳、近年の入会児童数の推移は、ほぼ一定していて約600名弱で推移しています。

次に16 ページでは、先に行ったアンケート調査が、この「量の見込み」を算出するための調査でしたので、概要を載せていますが、もう少し、その関連を後ほど追加して記載しようと考えています。

次に17 ページをご覧ください。ここから、計画の本編となりますが、はじめに今回は大きな制度の組み換えとなる内容であり、一定程度、制度を紹介する内容を載せています。18 ページの表は、前回の会議で配布した内容と同一のものです。

次の19 ページをご覧ください。この計画自体、今後の需要量の見込みとそれに対する確保方策などを載せる計画ですが、まず、このページの中段から、教育・保育施設の関係が出てきます。

次の20 ページでは、地域子ども・子育て支援事業として、22 ページにかけて、13 項目の事業を載せています。これについては、子ども・子育て支援法で定められた事業として、項目化して載せたものとなります。ただし、一部の新規事業、最後の(12)、(13)の事業は新制度実施に合わせた新規事業となっていますが、まだ国のほうで具体的な事業内容を決定していませんので、その動向を見ていくことが必要なものもあります。20 ページ、最初の「(1)利用者支援事業」も新規事業で、(12)、(13)と合わせて3つの新規事業があります。

この20 ページの一番下に「(5)養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」があります。本市では養育が難しい家庭へ保健師が家庭訪問するなどの取組は行っていますが、国の形式に基づく事業化はしていませんので、未実施の事業となります。

次に21 ページをご覧ください。「(6)子育て短期支援事業」についてですが、この事業は家庭で児童を養育することが一時的に困難になった時に概ね7日以内の期間で児童養護施設などでお子さんを預かる事業です。道内の市では全ての市に児童養護施設があるわけではありませんので、施設が無い市では近隣の市の施設へ委託するなどして事業を行っています。本市が仮にこの事業を行うとした場合は、市内に児童養護施設はありませんので、近隣での委託先が必要にはなります。

また、全体の項目の内容については、今回の載せている内容は項目名と簡潔な事業内容、量の見込みと確保方策だけで、これが基本になりますが、本市における事業の内容や、今後の考え方などの追加記載が生じてくると考えています。

次に23 ページをご覧ください。ここでは、教育・保育の提供等について触れています。

次に24 ページをご覧ください。「5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」と「6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府

県が行う施策との連携」として、(1) 児童虐待防止対策の充実、次の25ページでは(2) ひとり親家庭の自立支援の推進、(3) 障害児施策の充実等の項目となっていて、引き続き「7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」として26ページまでとなっています。

次の27ページから28ページには、計画の策定と推進に関する記載をしています。内容は以上のとおりですが、いずれも今後の計画作りの下地として作成した段階ですので、本日、追加で配布している資料「第2回小樽市子ども・子育て会議 提出資料」に記載していますが、内容については追加記載、修正等が予定されているものです。庁内において関係部課と検討を進めながら、具体的な計画づくりを行っていくことになります。説明は以上です。

◇会長

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画 イメージ(案)についての説明がありましたが、前回の会議では、子ども・子育て支援法の規定並びに国の基本指針(案)に基づく事業計画の構成案が項目として示されていましたが、前回の内容と異なる点はありますか。

◇事務局

基本的に、国の基本指針(案)に基づいて構成しており、大きく異なることはありません。

◇会長

委員の皆様、どうでしょうか。今の説明の内容について、不明な点や質問、意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

資料のボリュームもあり、いきなり質問というよりはこれから個別、具体的なテーマについての説明がありますので、そのあとに質問をいただければよいと思います。気になったことを随時書き留めながらお聞きになってください。

それでは、次の「(2)「量の見込み」について」について、事務局より説明願います。

◇事務局

資料2について、説明します。

この表のつくりについてですが、上段は「1 教育・保育」の項目で、幼稚園、保育所などの施設について載せており、次は「2 地域子ども・子育て支援事業」について載せています。「1 教育・保育」では、1号、2号、3号の子どもの認定区分ごとに分かれ、まず25年度の実績として、ここは施設の利用者数が載っています。また、一番下の欄は、さきほど計画書の資料編にも記載がありますが、人口推計として人数が載っています。25年度の実績の右側に27年度から31年度までの「国の手引きに基づく算出結果」の数値を記載しています。人口推計が減っていく見方ですので、ここの数値もそれに合わせて下がるものとなっています。

次に「2 地域子ども・子育て支援事業」についてですが、表の作りは同じですので、一番上の「地域子育て支援拠点事業(子育て支援センターなど)」から、一番下の「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」までの事業ごとに「国の手引きに基づく算出結果」の数値を記載しています。

全体的に「1 教育・保育」の項目同様、減っていく人口推計に応じて、27年度から31年度まで人数が減っていく内容となっています。

ひとつの例で言いますと、最初の「地域子育て支援拠点事業(子育て支援センターなど)」ですが、この事業は市の3か所の保育所で行っている子育て支援センターの事業と朝里幼稚園で実施している「わくわく広場」を合わせた事業になります。こうした支援センターなどの開放日に遊びに来ていただいたり、町内会館へ出向いて事業を行ったり、色々行っているものですが、この集計方法は1か月の利用者数を記載する内容となっていますので、年間延利用者数の実績を12分の1と

して、月の人数で表しています。実績が470人であり、27年度の見込みが4,479人となっていて、9.5倍の人数となっています。このような乖離、差が生じたことについてですが、ざっくり言いますと、27年度の推計児童数が3,919人ですが、このうち、0歳から2歳の1,797人を対象として、関連する設問から、「今、事業を利用している」「今後利用したい」という割合、また、利用日数や利用希望日数などから、利用意向としての平均的な日数が2.4日となりますが、0歳から2歳の1,797人に掛け合わせますと、4,313日となりますが、こうした方法で求めているものです。

現実の利用者数と大きく差が出ることについては、0歳から2歳の1,797人全体を対象としていますが、保育所に通っている0歳児も含まれていることや、全員が利用すればという前提の推計となるため、最大限で数値が算出されてくることとなります。一定の利用希望は含まれていますが、どの事業でもそうですが、全ての対象者が事業を利用するということは「可能性」がゼロだとは言えないにしろ、現実の利用としては全員が利用するということは極めて少ないものであると思いますし、国として最大限の需要を算出するという考え方によるものと見ています。

次に、この表の右半分についてですが、「仮補正」という欄を設けています。これはいったん補正を行いましたということではなく、実績の利用人数などで補正を行った場合の例を示したものです。

今、説明した「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターなど）」で表の一番下の【仮補正の算出】という欄をご覧ください。この事業はずっと継続して来ていますので、23年度から25年度の3年間の平均を取って27年度の数値として、28年度以降は減っていく人口推計に応じて、減少する値で仮置きしたものとなっています。この場合は、単純に3年間の平均を用いましたが、今後の事業の動向なども加味するなどの検討も必要ではないかと思っています。

さきほど、事業計画のところでも説明しましたが、本日の追加資料にも記載していますが、こうした内容については追加記載、修正等が予定されているものです。

また、この表に記載している「地域子ども・子育て支援事業」は、7つの事業を載せていますが、ニーズ調査の算出結果によらないで「量の見込み」を設定する事業もあります。

もう一度、資料1の事業計画のイメージ(案)の20ページをご覧ください。この表の7つの事業以外の事業は、先ほど新規事業の3つと(3)妊婦健康診査、(4)乳児家庭全戸訪問事業がありますが、(3)、(4)などは現状の実績を踏まえて「量の見込み」を設定していくこととなります。ただし、(12)と(13)の事業は、詳細が不明であり、載せる項目とまではまだ決まっていないものです。説明は以上です。

◇会長

それでは、「(2)「量の見込み」について」についての説明がありました。

「子ども・子育て支援市町村事業計画」の策定については、この「量の見込み」が大きく関わってきますが、今の事務局からの説明について、不明な点や質問、意見はありますか。

◇委員

ファミリーサポートセンター事業の25年度実績668人の数字について、低学年と高学年の仕分けになっていますが、就学前の子どもの利用もあると思います。就学前の数も含んだ数字でしょうか。

◇事務局

実績としては、乳幼児の利用も含めた数字となっています。量の見込み数については、国のニーズ調査の設問が5歳児を対象にしているもので、小学校入学後に過ごさせたい場所という設問に対する回答結果は低学年0人、高学年1人でありました。おそらく恒常的に過ごさせたいとは受け

止められず、緊急的な利用という印象により、このような回答結果になったと見ています。また、元々の値が低いため、算出結果の数字として出てきていない状況です。補正の関係につきましては、実績を資料の表の下欄に示しましたので、こうしたものを基に考えていかなければならないと思っております。なお、一時預かりにも入ってくる部分もあると思います。

◇会長

ファミリーサポートセンター事業の利用は実際には就学前と就学後ではどちらの方が多いのでしょうか。

◇委員

就学前の方が多いです。

◇会長

この調査結果にはその実績は反映されていないのですね。

◇委員

設問の内容からすれば、そうなるということでしょうね。5歳児ということもありますし、もっと下の年齢であれば、出てきたと思います。

◇委員

この表で見る限り、ファミリーサポートセンターの利用は小学生の低学年と高学年しか利用していないのかと誤解を受けるのではないのでしょうか。設問が5歳児を対象にしているのですが、仕方がないが、実際の事業では就学前のお子さんの利用が多い。25年実績668人という数字が低学年と高学年のみの数字に捉えられてしまうのではないのでしょうか。

◇会長

実際の利用とこの調査の算出結果にはギャップがあるということになりますね。

事務局

設問上、一時預かりなども入ってくることになります。

◇委員

初めて見る人は、668人の利用があったものが、27年度以降の算出結果が0になるというのはどういう計算なのだろうと疑問に思うのではないのでしょうか。

事務局

この設問自体、アンケートの対象者全員に聞いているものではなく、次年度に小学校に上がる5歳児に限定していて、低学年の時期と高学年の時期にそれぞれどう過ごさせたいかを聞いているものとなっています。そのため、緊急的に預かりが必要ということでは受け止められていないものと思っています。

◇会長

わかりました。他にご質問・ご意見はありますか。

◇委員

一時預かり事業の幼稚園における預かり保育について、右の欄に幼稚園における預かり保育の実績は把握していないとあるのはなぜでしょうか。

◇事務局

現在、市に対して直接各幼稚園から報告を受ける仕組みになっていないため、把握していないものです。これから調査をしなければ実数がわからないというものです。

◇委員

これから認定こども園に移行していくに当たって、この幼稚園の預かり保育がどのくらい利用されているのかはとても大切な情報だと思います。利用している理由も大切であり、幼稚園にするか保育園にするかを選択する材料にする方もいると思いますし、預かり保育の必要性にもかかわってくると思います。調査は大変かと思いますが、大事なところなので把握する必要があるのではないのでしょうか。

◇事務局

これまで市では各幼稚園での統計がどうなっているかについては把握していませんが、どのように把握できるか検討していきます。

◇委員

幼稚園の預かり保育は運営費の特別補助が出ているため、件数は道の学事課に報告しています。年間通しての延べ人数ではありませんが、道に照会すると把握できるのではないのでしょうか。

◇会長

では、道に照会するなどして次回の報告書に反映させてください。

◇委員

事業計画の7項目について、新制度のもとで来年度から取り組む事業ということでしょうか。

◇事務局

資料の事業計画イメージ案の17ページに事業計画を掲載していますが、その中で「地域子ども・子育て支援事業」としては20ページから22ページに掲載しています。この13事業のうち3事業の(1)利用者支援事業、(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業、(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、国が新制度の事業として新しく示している事業ですが、これについては国が検討段階であるため、現時点では事業内容がはっきり固まっていません。法令で13事業が掲げられているため、事業計画イメージ案に掲載したものです。国の事業内容がはっきりしてから、市としての事業内容を検討することになります。

◇委員

量の見込みについて、国の手引きによる算出結果とは別に、小樽市の状況に合わせて仮補正をした数字が示されていますが、市としてはこの数字を目標として事業を行うということでしょうか。

◇事務局

本日の資料は、国の手引きによる算出結果について補正を行うとすれば、こうした方法になるものとして示しています。幼稚園、保育所も要調整としていますが、これらの数字も国の算出方法によれば減っていきます。就学前児童数が5年で17%ほど減るような推計のため、幼稚園、保育所の数字も同様に推移するようになります。しかし、さきほど言いましたが、近年、幼稚園は1,200人前後、保育所は1,500人台で推移していることから、減っていくばかりの推計でよいのかと思っていますので、仮補正の数字については、これから更なる検討・調整が必要と考えています。

◇会長

子どもの数は減っていても、利用は減っていないということですね。

◇事務局

ここ数年は横ばい傾向が続いています。

◇会長

積極的に幼稚園に通わせようとするお母さんたちや働きに出るお母さんたちが増えて、幼稚園、保育所の利用率が上がっていて、子どもの数の減少に見合った量の見込みにはならないということですね。ほかに何かご質問はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、次の「(3)各種基準の制定について」、資料は3から5までですが、事務局より、一括して説明願います。

◇事務局

資料3、4、5について、説明します。

はじめに資料3をご覧ください。この「小樽市の基準(案)の概要」という資料については、2本の条例のガイダンス的な資料となります。1ページ目は「1 子ども・子育て支援新制度の概要」という項目になっていて、下の表では、保護者、市町村、幼稚園や保育所などの事業者の関連を表

しています。

2ページをご覧ください。「2 条例等の制定」の項目ですが、囲みに記載のとおり、今回、条例制定を予定しているのは、「(1)小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「(2)小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の2本となります。

市が条例を定めるに当たっては、国から示された政省令という法令の内容が基となって、条例の条文を作っていくこととなります。また、国から示された際、国の基準として、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があり、参酌という言葉自体は、照らし合わせて参考にすることの意味合いがあります。

「従うべき基準」は法令に基づくことになり、「参酌すべき基準」は法令をよく参照した上で判断することになります。また、「従うべき基準」は異なる内容を定めてはいけないものであり、「参酌すべき基準」は法令をよく参照した上で異なる内容を定めることは許容されているものです。

3ページをご覧ください。表の中で認定こども園、幼稚園、保育所などの施設は北海道が認可するとなっている部分は現状を表して、新たに表の下半分に「地域型保育事業」として4種類の事業区分が載ってきていますが、ここが従来、制度的に無かった部分ですが、新制度に組み込まれたもので、新たにこれらの事業者に対する「認可」が市町村認可となり、市の業務になります。

表の一番上の項目で、「認可」の右側に「確認」があります。これも新たな市の業務になるもので、その説明書きのとおり、新制度の給付対象施設としての適格性を持っているかを確認するという手続になります。

「(1)小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は「確認」を行う際に、この条例が基本となるため、施設の運営基準などを定めておく内容になります。

次に4ページをご覧ください。「(2)小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に関する記載になっています。記載のカットは以前の資料などでお示ししているものと同様の内容です。

「3 条例等で定める基準(案)」の項目ですが、2本の条例とも先日、市議会第2回定例会が終わりましたが、議会で「小樽市暴力団の排除の推進に関する条例」が議決され、9月1日施行予定であり、その内容を一部取り入れすることがあります。これは市の独自部分となります。

「4 施行期日」ですが、新制度のため、平成27年4月1日ですが、子ども・子育て支援法で、準備行為は法施行前に行うことができる旨の規定があり、今年の秋以降、実際に事業者への確認などの業務が生じるものとなります。

資料4と資料5について、はじめに説明いたします。事務作業が間に合った関係で資料の差し替えをしました。国の政省令が当初、(案)という形で示されていまして、(案)をもとに資料作成していましたが、その後、政省令が示されたことから、資料を再作成しましたので、そちらをご覧ください。

それでは、資料4をご覧ください。「(1)小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)概要」というものです。こちらは条例原案そのものではなく、条文より少し平たい記載内容にしたものになっています。そのため、「基準(案)概要」としてしています。

目的としては、新制度の適用が図られる施設の運営基準を定め、「確認」する際の基準となるものです。

目次をご覧ください。資料の構成についてですが、「特定教育・保育施設の運営に関する基準」と「特定地域型保育事業の運営に関する基準」と大きく2つの構成に分かれていて、さらにそれぞれ、ローマ数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲと分かれています。

それでは、1ページをご覧ください。この資料の構成については、左側から「項目」、次に「インデックス」があり、次に「国が示す基準(政省令)」があり、ここに国の政省令の具体的内容を記載しています。

次に「区分」があり、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を省略して、「従」と「参」と記載しています。次の項目として「市の考え方」を載せています。

「従うべき基準」は変えようがありませんが、「参酌すべき基準」については、市の考え方として特に国の基準以外に基準を設ける理由はありませんでしたので、「参酌すべき基準」についても国の基準どおりとしています。

1ページには、(Ⅰ)利用定員に関する基準があり、2の項目では、最低人員や利用定員を定めるものとなっています。次に、(Ⅱ)運営に関する基準があり、3の「重要事項の説明等」では、利用申込者への説明と同意について定めるものとなっています。4以下についても、施設の運営に関する事項について、定めるものであり、3ページの34の項目までとなります。次に、(Ⅲ)特例地域型給付費に関する基準になりますが、この特例としているのは、例えば、支給決定してから施設を利用するという原則ですが、緊急に利用する場合などを特例と称しているものです。4ページの最初までとなっています。

次に、4ページからは、「特定地域型保育事業の運営に関する基準」について、「特定教育・保育施設の運営に関する基準」と同様に、(Ⅰ)利用定員から(Ⅲ)特例地域型給付費に関する基準に分かれて、定める内容となっています。個々の項目の内容は、時間の関係もあり割愛します。

次に資料5をご覧ください。「(2)小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)概要」というものです。こちらはさきほど説明した地域型保育事業の4つの事業に関して、対象施設の認可を行うことが市町村の事務となったため、その認可基準となるものです。資料4の「基準(案)概要」と同様に、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分かれていますが、「参酌すべき基準」については、さきほどのものと同様に、特に国の基準以外に基準を設ける理由はありませんでしたので、国の基準どおりとしています。

それでは、内容についてですが、目次をご覧ください。2つ目の項目からですが、「各家庭的保育事業等に共通の事項」「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」「経過措置」と区分されています。それでは、1ページをご覧ください。資料の構成は、さきほどのものと同様です。

2番目の「連携施設の確保」については、元々、地域型保育が3歳未満児を対象にするため、3歳以上になった際の施設と連携を行うことなどが定められています。以後の内容についても、さきほど説明した施設の区分により、国の事業類型ごとの基準を基に定めているものとなっています。個々の項目の内容は、時間の関係もあり割愛します。

なお、2本とも条例の制定ですので、来週からパブリックコメントを実施する予定です。説明は以上です。

◇会長

それでは、「(3)各種基準の制定について」の説明がありました。

今年度、先行して条例化を予定している2種類の条例の内容についての説明でしたが、一括で進めていきます。

① 小樽市の基準(案)の概要 ② 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)概要、③ 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)概要についてですが、不明な点や質問、意見はありますか。

◇委員

居宅訪問型保育事業について、1人につき1人の利用となっています。兄弟や双子など複数の利用を希望した場合は、利用できる特例などがあるのでしょうか。

◇事務局

実際に色々な利用形態が出てくるかもしれませんが、現時点で国から示されている基準の内容に関する情報がこれだけで、それ以上のものがなく、お答えしかねることになります。

◇委員

小樽市にとっては初めての事業ですか。

◇事務局

今までなかった事業です。

◇委員

兄弟の場合などに1人が1人しか見ることができなければ利用がしづらいことになりますね。

◇委員

国の基準ということもわかりますが、市の捉え方があってもいいようにも思いますが。

◇会長

このあたりについての市の裁量はありますか。

◇事務局

従うべき基準のものについては、国の法令通りの内容になります。

◇委員

家庭保育事業等の定員区分について、定員より少ない人数しか利用がなかったときの補助などはどうなるのでしょうか。

◇事務局

認可基準であるため、原則この枠内で行うことになりますが、定員に満たない場合でも現行の保育所と同様に給付は行われるはずです。

◇委員

国が示した家庭保育事業等の事業は、今の小樽市にないのかもしれませんが、既存の施設がどのように認めていけるかを考えて動いてほしいと思います。他の都市ではどれに該当するかなど、市が希望を聞いたり、助言するなどしているようです。待機児がいるいないで違いがあるのかもしれませんが。

◇委員

現在の認可外保育施設などに各施設がどの事業（家庭的・小規模・居宅訪問）に当てはまるのか確認はしないのでしょうか。当てはまる事業者がどのくらいあるのかという情報をいただきたいと思います。

◇事務局

これからこの示されている類型で認可するという新制度ですので、この類型に基づく現時点での調査自体はないものです。市内の施設の状況は先ほどの資料にも載せていますが、今は事業所内保育施設などを運営されていて、今後、面積基準など色々当てはまるかどうかなど考えられる事業者の方はおられるかもしれません。

◇会長

小樽市でも今後、この家庭保育事業等の事業類型に当てはまるということで、動きがあるかもしれませんね。説明会などは開催するのですか。

◇事務局

来週以降、パブリックコメントを行う予定なので、開始前にその旨、事業者に連絡します。

◇会長

ほかに何かご質問はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

では、次に「3 その他」に入ります。はじめに、「(1) 参考事項 ①新制度に関する国資料 (資料6)」について、説明願います。

◇事務局

資料6をご覧ください。「利用者負担について」という資料になります。

前回の会議で利用者負担額が内閣府のホームページに載ったばかりで、子ども・子育て会議への資料提出はできませんでしたが、6月4日の自治体向け説明会で資料として示されたため、今回、追加したものです。

1ページをご覧ください。2つ目の○ですが、この「利用者負担も含めた公定価格については国の予算編成を経て決定される」とされ、現時点では予定の内容です。

2ページをご覧ください。表題にあるとおり、「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ」であり、幼稚園、認定こども園などの保育時間を教育標準時間と称していますが、これらの施設、新制度に移行する幼稚園などの利用者負担額であり、国が定めるこの表の金額を上限として、市町村が新たに検討して決定しなければならない事項となっています。

3ページ、4ページをご覧ください。これらは同様に保育所の利用者負担額であり、保育時間が2種類となることで、国の額も2種類として分けて示されているものです。2ページと同様に国の額を上限として、市町村が検討して決定しなければならない事項となっています。

5ページをご覧ください。利用者負担額の決定方法と決定する時期について、国が検討段階である旨、載っていますが、利用者負担額を決める資料として、市町村民税額を基にしようかという考え方と、どの年度の税額を使って、いつから料金を切り替えるのかという内容で例1から例3までの3つの内容が載っているものです。

6ページでは、利用者負担額以外の上乗せ徴収の内容ですが、手続などについては、記載のとおり決まっていますが、上乗せ徴収の具体的な内容はまだ最終的に固まっておりません。

8ページ以降は、よくある質問で、中には9ページにあるとおり、国の額が正式に決まっていない段階でも予定額を示して園児募集を行う考え方が載っているところですが、説明は以上です。

◇会長

それでは、新制度に関する国資料についての説明がありました。前回の会議では、国のホームページに載せられたばかりということであったと思いますが、資料化されたということで、今回提出されていますが、不明な点や質問、意見はありますか。

◇委員

公定価格にしても利用者負担にしても、また幼稚園は新制度へ移る幼稚園と移らない幼稚園が出てきます。保護者に対して、予定ということで説明するにしても複雑になると思います。

◇委員

子ども・子育て支援新制度はより子育てしやすい環境に変えていくものだと思います。国が不確定な中で行政側も施設側も大変なのは理解しますが、説明は難しくても保護者には不安を残さないように伝えてほしいと思います。

◇会長

現実に保護者の方は新制度については知っておられますか。

◇委員

知らない方が多いと思います。

◇会長

利用者負担や施設の運営方針が違うということは保護者にとって選択の大きな要件になりますね。

◇委員

幼稚園については、今までそれぞれ建学の精神があり、保育料の違いもあります。高いから良い、安いから悪いというものでもありません。今度は公定価格となりますが、説明の難しさはあります。

◇委員

育児休業明けに保育所に預ける際、稼働していた期間の所得税で保育料が算定されますが、検討できないのでしょうか。育児休業明けだと稼働時間を短くすることもあり、収入も低くなる場合もあります。

◇事務局

保育料の算定は国の制度の考え方にに基づき行っていますが、今の事例に対して、直接、保育料を軽減する措置はありません。行うとすれば、市が財源を負担して行うということはありませんが、本来、国で行うべきものと考えていますので御理解ください。

◇委員

なかなか子育てしやすい環境にはならないのですね。

◇委員

この制度も本来子どもを産みやすい環境を作るということでもあり、根底には人口対策というものもあると思います。

◇委員

待機児がいる大都市もあれば、そうではなく子どもが減り続ける自治体もあります。同じように施策をしようとしても無理がありますし、そのために地方で議論するように降りてきていると思います。小樽市の実態に合わせた施策にすべきではないでしょうか。

◇委員

やはり、地域子ども・子育て支援事業も大事になってくると思います。幼稚園、保育所の問題もありますので、待機児童を作らないようにしていくことも必要なことですが、地域で子育てに不安を持つ母親を支えていく事業も大切だと考えています。この地域で仕事も子育てもできるというように母親が自信を持てるよう子育て支援事業を考えるべきだと思います。

◇委員

保育料についてですが、この資料の関連で、市として変わる内容はありますか。

◇事務局

この資料にあるとおり、保育時間が2種類になりますので、今後、検討が必要なこととなります。また、国の基準に比べると2割程度軽減しています。まだ、保育料に関しては今後の時期の検討になりますので、何が変わるということまでは決まっていますが、国がまだ延長保育の関係など示していない内容もあり、すぐ検討に入れられないという事情もあります。

◇委員

決まらないというのは、施設にとっても大変ですね。利用者にとってはできるだけ早く決まることが望ましいと思います。

◇会長

ほかに何かご質問はありますか。新制度で決まっていないこともまだ多くて過渡期のような時期ですが、どうでしょうか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、「(2) その他」についてですが、事務局から何かありますか。

◇事務局

資料8をご覧ください。今回、説明した条例案が2本あるほか、もうひとつあるかもしれないと

していたものですが、支給認定については、国が規則を示しましたので、規則又は要綱で整理し、条例化までは必要ないこととなりました。残る条例については、放課後児童クラブの条例化があることと幼稚園の利用料、保育所の保育料などは、今、話した内容であり、報告できる時期に報告したいと考えています。市町村事業計画は次回の会議に向けて素案化していきたいと考えています。利用者への周知などは決まっていないことはありますが、来年度から制度が始まることはまず周知したいと思います。また、10月以降、具体的にどうするかなど幼稚園など施設からも話を聞いた上で進めていくこととなります。また、今後のスケジュールなども改めて示していきたいと考えています。

◇会長

それでは、委員の皆様から、何かありますか。

特に無いようですので、本日はこれで議題を終え、会議はこれで閉会いたします。皆様、長時間、お疲れ様でした。